

答申第 541 号

平成 22 年 9 月 16 日

神奈川県知事 松 沢 成 文 殿

神奈川県情報公開審査会  
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 21 年 11 月 9 日付けで諮問された県道整備事業に係る文書不存在的の  
件（その 2）（諮問第 594 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関が、県道上の特定の土地に隣接する赤道の幅員に係る文書は存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。

## 2 不服申立てに至る経緯

- (1) 不服申立人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成21年7月10日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、県道上の特定の土地に隣接する赤道（以下「本件赤道」という。）の幅員（県が本件赤道測量時に2 m10として測量した根拠）に係る文書（以下「本件行政文書」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、知事は、平成21年7月24日付けで、本件行政文書は存在しないとして、公開を拒む決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 不服申立人は、平成21年8月3日付けで知事に対して、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるといふ趣旨の不服申立てを行った。

## 3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

- (1) 県道上の特定の土地の売買の際に、本件赤道の位置を基準にしているもので、基になる図面があったはずである。
- (2) 実施機関は、本件赤道の幅員について1.8メートルであると説明しているが、現場での立会いの際には、実施機関の職員が2.1メートルであると述べていた。また、幅員が2.7メートルと記載されている資料も存在し、本件赤道の正確な幅員は不明である。

実施機関から、行政文書公開請求書に記載した「2 m10」を1.8メートルに修正すれば公開できるとの説明を受けたが、1.8メートルではないと考え、訂正しなかった。

#### 4 実施機関（土木事務所）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

- (1) 本件赤道の幅員が6尺（約1.8メートル）であることを記載した書類（以下「幅員に係る書類」という。）は保管しているが、本件赤道の幅員が2.1メートルであると記載された書類は保管していない。
- (2) 不服申立人は、現場での立会いの際に、実施機関の職員が本件赤道の幅員が2.1メートルであると述べたと主張しているが、立ち会った職員等に確認したところ、そのような事実は確認できなかった。
- (3) 不服申立人に、行政文書公開請求書に記載されている「2 m10」を1.8メートルに修正すれば、本件赤道の幅員が6尺（約1.8メートル）である根拠を公開すると説明したが、修正しないとの意向を確認したため、本件処分を行った。

#### 5 審査会の判断理由

##### (1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

##### (2) 本件行政文書の存否について

ア 実施機関は、幅員に係る書類は保管しているが、本件行政文書は保管していない旨説明している。

イ 本件請求における行政文書公開請求書の記載内容から判断すると、幅員に係る書類は、本件請求の対象となる行政文書に該当しないことが認められ、また、本件行政文書の存在を示すような特段の事情も認められないことから、本件行政文書は存在しないとの実施機関の説明に不合理な点はない。

#### 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 21 年 11 月 9 日	○ 諮問
11 月 25 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
12 月 28 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
平成 22 年 1 月 8 日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
2 月 2 日	○ 不服申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
5 月 14 日 (第 96 回部会)	○ 審議
6 月 1 日 (第 97 回部会)	○ 審議
6 月 30 日	○ 指名委員により不服申立人から意見を聴取 ○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
7 月 20 日 (第 98 回部会)	○ 審議
8 月 17 日 (第 99 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
交告 尚史	東京大学大学院教授	
沢藤 達夫	弁護士（横浜弁護士会）	
鈴木 敏子	横浜国立大学教授	部会員
玉巻 弘光	東海大学教授	会長職務代理者 部会員
辻山 栄子	早稲田大学教授	
東 玲子	弁護士（横浜弁護士会）	部会員
堀部 政男	一橋大学名誉教授	会長 (部会長を兼ねる)

(平成 22 年 9 月 16 日現在) (五十音順)